

告 示 第 8 7 1 号

令 和 6 年 7 月 1 日

鹿 児 島 市 長 下 鶴 隆 央

令 和 6 年 度 児 童 手 当 支 払 通 知 書 作 成 等 業 務 委 託 契 約 に 係 る 制 限 付 き 一 般 競 争 入 札 に つ い て (公 告)

令 和 6 年 度 児 童 手 当 支 払 通 知 書 作 成 等 業 務 委 託 契 約 に 係 る 制 限 付 き 一 般 競 争 入 札 を 下 記 の と お り 行 う こ と に つ い て、本 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 を 地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 2 2 年 政 令 第 1 6 号) 第 1 6 7 条 の 5 第 1 項 及 び 第 1 6 7 条 の 5 の 2 の 規 定 に 基 づ き 次 の と お り 定 め た の で、同 令 第 1 6 7 条 の 5 第 2 項 及 び 第 1 6 7 条 の 6 第 1 項 並 び に 鹿 児 島 市 契 約 規 則 (昭 和 6 0 年 規 則 第 2 5 号) 第 3 条 の 規 定 に よ り 公 告 し ま す。

な お、こ の 契 約 に 係 る 制 限 付 き 一 般 競 争 入 札 に 参 加 す る 資 格 を 得 よ う と す る 者 は、下 記 の 要 領 に よ り 制 限 付 き 一 般 競 争 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書 を 提 出 し て く だ さ い。

記

1 入札に付する事項

令 和 6 年 度 児 童 手 当 支 払 通 知 書 作 成、圧 着、裁 断 等 業 務

2 契約期間

契 約 締 結 の 日 か ら 令 和 6 年 1 0 月 4 日 (金) ま で

3 入札に参加する者に必要な資格

本 入 札 に 参 加 す る こ と が で き る 者 は、次 に 掲 げ る 要 件 を 全 て 満 た す 者 と す る。

- (1) 地 方 自 治 法 施 行 令 第 1 6 7 条 の 4 の 規 定 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。
- (2) こ の 公 告 の 日 (以 下 「 公 告 日 」 と い う。) 以 後 に お い て、鹿 児 島 市 業 務 委 託 等 有 資 格 業 者 の 指 名 停 止 に 関 す る 要 綱 (平 成 1 1 年 4 月 1 6 日 制 定) に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い な い こ と。
- (3) 鹿 児 島 市 が 行 う 契 約 か ら の 暴 力 団 排 除 対 策 要 綱 (平 成 2 6 年 3 月 2 7 日 制 定) に 基 づ く 入 札 参 加 除 外 措 置 を 受 け て い な い こ と。
- (4) 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 (平 成 3 年 法 律 第 7 7 号) 第 2 条 第 2

号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている法人又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 納期の到来している市税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。
- (7) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する者であること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 契約後、この委託業務を処理できる経営の状況にあること。
- (10) 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度認証又は一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センターが認定するISMS適合性評価制度認証を取得している者であること。
- (11) 令和3年度以降に本業務と同等程度の印刷業務の受託実績があること。

4 入札参加希望の申請方法等

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」と言う。）を所定の期日までに持参のうえ市長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。

ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式あり）

イ 会社概要書（様式あり）

ウ 財務諸表等（法人の場合は申請書を提出する直前1期分の貸借対照表、損益計算書の写し。個人の場合は前年分所得税の確定申告書（第一表）・損益計算書（収支内訳書）・貸借対照表等の写し）

エ 本市が発行する市税に滞納がないことの証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可。本市で市税に滞納がないことの証明書が発行されない場合は、主たる事業所等が所在する市区町村発行の納税証明書。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類）

オ 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度認証又は一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センターが認定するISMS適合性評価制度認証を取得していることを証明する書類（写しでも可）

カ 類似業務受託実績調書（様式あり）

(2) 公告日現在において、令和4年度から令和6年度までの期間に係る鹿児島市業務委託等入札参加業者名簿に登録されている者は、(1)ウ及びエの書類の提出を省略することがで

きる。

(3) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(4) 提出された申請書等は、返却しない。

5 申請書等の交付及び受付期間等

(1) 交付及び受付期間

公告日から令和6年7月11日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 交付及び受付場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市こども未来局こども福祉課（本館1階）

ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

(4) 提出部数

各1部

6 入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札参加資格は、提出された申請書等により審査し、その結果は、令和6年7月16日（火）までに電子メールで通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日からその翌日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に市長に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、5(2)の受付時間内に5(3)の受付場所に書面を持参して行わなければならない。

(3) (2)の説明を求められたときは、令和6年7月18日（木）までに書面により回答する。

7 仕様書の閲覧及び質疑応答

(1) 本契約の仕様書（以下「仕様書」という。）は、5(1)の間、鹿児島市こども未来局こども福祉課及び本市ホームページにおいて閲覧に供する。なお、本市ホームページにおいては、土曜日及び日曜日を含め閲覧に供する。

(2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問書（様式あり）に質問事項を記載し、電子メールで送付して行わなければならない。

ア 受付期間及び受付時間

公告日から令和6年7月5日（金）午後5時15分まで

イ 受付電子メールアドレス

kodomo-jidou@city.kagoshima.lg.jp

ウ 質問書交付場所

本市ホームページにおいて入手することができる。

- (3) (2)に対する回答は、質問を受け付けた日から令和6年7月9日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）に、速やかに本市ホームページ上に掲載する。

8 入札説明会

実施しない。

9 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年7月19日（金）午後3時から

(2) 場所

鹿児島市役所本館3階302会議室

10 入札方法

- (1) 郵送及びファックスによる入札は、認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、3回までとする。

11 入札保証金

入札保証金は、鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

12 最低制限価格

設定しない。

13 低入札調査基準価格

設定しない。

14 開札の日時及び場所等

開札は、9の日時及び場所において行う。

1 5 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者及び申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- エ 2 以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 初度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者及び失格した者は、再度入札に参加することはできない。

(4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 6 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。

1 7 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

なお、落札者が令和4年度から令和6年度までの期間に係る鹿児島市業務委託等入札参加業者名簿に登録されていない場合は、契約締結時に印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）を提出すること。

1 8 問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市子ども未来局子ども福祉課（本館1階）

電話 099-216-1261（直通）

ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

電子メール kodomo-jidou@city.kagoshima.lg.jp